

平成 31 年 4 月 臨時 会

総務建設委員会記録

平成31年 4 月19日 (金)

午前10時40分

全員協議会室

付託案件 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて
(有田市税条例等の一部を改正する条例)
議案第20号 工事請負契約について

出席者

委員 浜口元司委員長 福永広次副委員長
宇野博治委員 生駒三雄委員
岡田行弘委員 池田敦城委員

万賀幸雄議長

経営管理部 嶋田博之部長 喜多俊充参事
大松満至経営企画課長 上田敏寛防災安全課長
山本芳規秘書広報課長 御前一晃総務課長
竹中春輝財政係長 上村泰広総務係長
嶋田 聡管財係長

経済建設部 河野孝司部長 成田裕幸理事
鎌田利宏産業振興課長 大浦秀和有田みかん課長
脇村哲弘建設課長 泉 泰朗建設課主幹

消防本部 田邊隆義消防長 梅本敦夫次長
嶋田富司総務課長 尾藤海男樹警防課長

出納室 森川直子会計管理者

議会事務局 田中 聡局長 福永康一次長
大谷真也書記

開 会

浜口委員長挨拶

4月1日付け人事異動に伴う、説明員の紹介

議案第17号 専決処分の承認を求めることについて
(有田市税条例等の一部を改正する条例)
(喜多参事 説明)

質疑なし 採 決 (承 認)

議案第20号 工事請負契約について
(御前総務課長 説明)

○岡田委員：教えていただきたいのですが、JVについて、市内業者とJVをしなければならないとのルールはあると思うのですが、この14億2,560万円の内の何%を匠さんに任せなければならないとかいうような決まりはあるのですか。

○嶋田管財係長：お答えいたします。出資割合を協定書にいただいております。三洋建設さんが70%、匠建設さんが30%となります。以上です。

○岡田委員：了解しました。

○浜口委員長：それでは、私から2、3点申し上げます。今回こういうことに至った、原因というものを、今定かではないが後日色々わかってくると思うので、こういうことの起こらないように、当局においては原因を究明しておいていただきたい。本来なら工期施行にあたり、工期が無いからと言って、1社のみであるにもかかわらず、随意契約に持って行かなければならないという不細工な形をとった当局にも責任があるので、これについては原因を究明しておいていただきたい。これは今でなくても、後日色々な事情が分かってくると思うので。それと、この大型事業を発注するときに、以前にも申し上げましたが、落札業者が有田川町の三洋、そしてJVの相手が匠建設、表では綺麗に70、30というような形で、ジョイントベンチャーの申し出でやっていると思うが、実質的には0と100、多分。この消防署もそう、和歌山の会社と有田市内の会社とのJVだった。また市民会館もそう。表向きは70、30というが、実質的にはほとんど名前が前に出る方、ということは三洋さんが仕切ると思う。そうなったときに有田市の業者がどれだけ、この工事に参画できるかというのが問題になってくると思う。その点を落札、この後委員会で審議されて、そして発注、本契約の段階でやはりこの有田市内の建設業者に少しでも工事ができるように。匠さんは電気や水道や、そういったものは関係ない。色々な仕事がある、この工事には。その点落札業者に対して、そういったことも指導していただきたい。これは私の今までから言っている立場上、申し上げておきますので、その点をよく考慮していただきたいと思います。

質疑終了 採 決 (可 決)

ほかにないでしょうか。なければ、以上で総務建設委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

前 11 時 00 分 閉 会